

議員提出議案第5号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月22日

岩倉市議會議長 梅村均 殿

提出者 岩倉市議會議員

谷平敬子

賛成者 岩倉市議會議員

須藤智子

岩倉市議會議員

宮川隆

岩倉市議會議員

林谷現子

岩倉市議會議員

堀巖

岩倉市議會議員

水野忠三

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に継いで過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれることになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国は現在、不妊治療への保険適用について、その範囲を不妊の原因調査など一部分に限定している。保険適用外の体外受精や顎微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。現在、特定不妊治療助成金については国会で議論され助成額を増やす方向で議論されているが、十分な金額となるよう検討すべきである。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人ひとりに最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顎微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、助成金の増額や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減

を図ること。

- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用の範囲拡大や、事実婚に対する不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和　年　月　日

岩倉市議会

提出先
内閣総理大臣、厚生労働大臣